

○喬木村住宅用太陽熱温水器設置補助金交付要綱

平成24年 3月21日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境への負荷の少ない太陽が持つクリーンエネルギーの有効利用により、日照時間と日射量に恵まれた地域の自然特性を活かしたエネルギー利用を促進し、もって、循環型地域社会形成に寄与するため、喬木村の区域に存する住宅の屋根等に太陽熱温水器を設置した者に対し、その設置に要した費用を補助する喬木村住宅用太陽熱温水器設置補助金を交付することについて、喬木村補助金交付規則（昭和45年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 住宅用太陽熱温水器 住宅の屋根等に設置され、太陽光エネルギーを集熱器により吸収して温水を作り、住宅に給湯する機器をいう。
- (2) 対象者 平成24年4月1日以降、自らの生活の利用に供するために住宅用太陽熱温水器を喬木村内に存する住宅の屋根等当該温水器の設置に適した場所に設置した者で、申請時において同一世帯に属する全員が納付すべき村税を滞納していない者をいう。

(補助金の交付)

第3条 村長は、対象者に、予算の範囲内で喬木村住宅用太陽熱温水器設置補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付は、一の対象者の住宅用太陽熱温水器の設置に対し、1回に限る。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅用太陽熱温水器の設置に要した費用（設置に係る工事費並びにそれらに係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）の総額の3分の1の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数額が生じた場合は、当該端数額を切り捨てた額を補助金の額とする。

3 前2項の規定により算出した補助金の額が5万円を超えたときは、5万円を補助金の額とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する申請は、補助金の交付を受けようとする者（以

下「申請者」という。)が、喬木村住宅用太陽熱温水器設置補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類(以下「附属書類」という。)を添付し、村長に提出する方法による。

- (1) 申請者に係る補助金の交付を受けようとする年度の同一世帯全員の村税納税証明書
- (2) 住宅用太陽熱温水器の設置について設置業者と締結した工事契約書の写し
- (3) 住宅用太陽熱温水器の設置に係る費用の領収書の写し及び内訳書の写し
- (4) 住宅用太陽熱温水器を設置した建物の外観その他の当該温水器の設置の状況が分かる複数の箇所の写真

2 申請書は、規則第12条に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

(交付の決定)

第6条 村長は、前項の規定により受け付けた申請書及び附属書類の内容を審査し、補助金の交付を行うか否かを決定する。

(設置状況の確認)

第7条 村長は、補助事業を適正に執行するために必要と認めるときは、住宅用太陽熱温水器の設置の状況を確認する。

(額の確定の通知)

第8条 規則第13条に規定する額の確定の通知は、書面により行う。

(補助金の請求)

第9条 前条に規定する通知を受けた者は、喬木村住宅用太陽熱温水器設置補助金請求書(様式第2号。以下この条及び次条において「請求書」という。)を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求書の提出は、次の各号に規定する日のうち、いずれか早く到来する日までに行わなければならない。

- (1) 村長が補助金の額の確定をした日から起算して30日を経過する日
- (2) 補助金の申請を行った日の属する会計年度の3月31日

3 前項の時期までに請求書の提出がない場合は、村長は交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の支払)

第10条 村長は、前条第1項に規定する請求書の提出があったときは、請求書に記載された指定の金融機関の口座に振り込むことにより、補助金を支払うものとする。

(補助金交付の取消し)

第11条 村長は、補助金の交付を受けた者が規則第15条の規定に該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消す。

(補助金の返還)

第12条 村長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に交付されている補助金の返還を命ずる。

2 前項の規定により既に交付された補助金の返還を命じられた者は、村長にこれを返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。